

**【旧】**

給水装置工事施行基準

令和5年4月

福岡市 水道局

**【新】**

給水装置工事施行基準

令和8年4月

福岡市 水道局

## 【旧】

## 第10章 資料

## 目次

1 関係法令, 要綱, 要領等 .....	273
・水道法(抄) .....	273
・水道法施行令(抄) .....	313
・水道法施行規則(抄) .....	321
・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(抄) .....	367
・福岡市水道給水条例(抄) .....	371
・福岡市水道給水条例施行規程(抄) .....	383
・給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(抄) .....	388
・加入金取扱要領 .....	391
・水道供給の承諾保留に関する事務処理要領(抄) .....	397
・福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱 .....	399
・福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領 .....	403
・貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準(抄) .....	407
・共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準 .....	412
・給水装置に係る集中検針装置の設置基準 .....	420
・個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準 .....	424
・福岡市節水推進条例 .....	427
・福岡市節水推進条例施行規則(抄) .....	434
・建築基準法施行令(抄) .....	440
・建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件(抄) .....	442
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(抄) .....	444
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について .....	449

## 【新】

## 第10章 資料

## 目次

1 関係法令, 要綱, 要領等 .....	273
・水道法(抄) .....	273
・水道法施行令(抄) .....	313
・水道法施行規則(抄) .....	321
・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(抄) .....	367
・デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について .....	371
・福岡市水道給水条例(抄) .....	374
・福岡市水道給水条例施行規程(抄) .....	386
・給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(抄) .....	391
・加入金取扱要領 .....	394
・水道供給の承諾保留に関する事務処理要領(抄) .....	400
・福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱 .....	402
・福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領 .....	406
・貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準(抄) .....	410
・共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準 .....	415
・給水装置に係る集中検針装置の設置基準 .....	423
・個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準 .....	427
・福岡市節水推進条例 .....	430
・福岡市節水推進条例施行規則(抄) .....	437
・建築基準法施行令(抄) .....	443
・建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件(抄) .....	445
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(抄) .....	447

## 【旧】

・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）	451
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）	453
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）	454
・ 福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（抄）	456
・ 貯水槽以下装置の設置及び管理要領	459
・ 福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領	463
・ 福岡市貯水槽水道管理指導要綱	465
・ 福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）	469
・ 「貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）」「貯水槽水道情報変更連絡票」の 取扱いマニュアル	472
<b>2 水理計算関連</b>	<b>477</b>
・ 瞬時最大給水量および給水管口径早見表	477
・ 給水器具負荷単位流量表	483
・ 動水勾配早見表（φ50mm以下）	488
・ 動水勾配早見表（φ75mm以上、流速計数C:110）	491
・ 動水勾配早見表（φ75mm以上、流速計数C:130）	497
・ 瞬時最大給水量及び給水管口径早見表（戸数、人数）	503
<b>3 指定給水装置工事事業者関連</b>	<b>513</b>
・ 新規申請のご案内	513
・ 更新申請のご案内	516
・ 各種届出のご案内	519
・ 指定給水装置工事事業者証	521
・ 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準	522
<b>4 その他</b>	<b>523</b>
・ その他必要な防護対策	523

## 【新】

・ 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について	452
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）	454
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）	456
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）	457
・ 福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（抄）	460
・ 貯水槽以下装置の設置及び管理要領	462
・ 福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領	466
・ 福岡市貯水槽水道管理指導要綱	468
・ 福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）	472
・ 「貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）」「貯水槽水道情報変更連絡票」の 取扱いマニュアル	475
<b>2 水理計算関連</b>	<b>480</b>
・ 瞬時最大給水量および給水管口径早見表	480
・ 給水器具負荷単位流量表	486
・ 動水勾配早見表（φ50mm以下）	491
・ 動水勾配早見表（φ75mm以上、流速計数C:110）	494
・ 動水勾配早見表（φ75mm以上、流速計数C:130）	500
・ 瞬時最大給水量及び給水管口径早見表（戸数、人数）	506
<b>3 指定給水装置工事事業者関連</b>	<b>516</b>
・ 新規申請のご案内	516
・ 更新申請のご案内	519
・ 各種届出のご案内	522
・ 指定給水装置工事事業者証	524
・ 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準	525
<b>4 その他</b>	<b>526</b>
・ その他必要な防護対策	526

【旧】

無し

【新】

業生水発0331第16号  
令和5年3月31日

各 

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
( 公 印 省 略 )

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置された。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪問覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定された。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各法令条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところ。

これを受けて、水道法（以下「法」という。）、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）及び「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知）における対応について、下記のとおり整理したため、周知する。

なお、本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

【旧】

無し

【新】

記

(1) 目視規制について

- 法第 39 条第 2 項及び第 3 項について

各都道府県の職員等が行う立入検査の実施方法は、事務所又は水道施設のある場所等に立ち入って検査する従前の手段のほか、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。

なお、立入検査の実施者は、立入検査の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

- 法第 39 条第 4 項について

オンライン方式による立入検査を行う場合は、各都道府県の職員等は身分を示す証票を携帯し、関係者に画面越しに提示するものとする。

(2) 定期検査・点検規制について

- 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知) について

令和 5 年 3 月 31 日付け薬生水発 0331 第 12 号水道課長通知のとおり改正した。

- 「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知) について

令和 5 年 3 月 31 日付け薬生水発 0331 第 12 号水道課長通知のとおり改正した。

(参考)

- 7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表 (別添)

【旧】

無し

【新】

(別添)

	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase
新規	425	水道法	厚生労働省	第17条第1項	需要者における水道事業者による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	426	水道法	厚生労働省	第17条第2項	需要者における水道事業者による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	427	水道法	厚生労働省	第20条の15第1項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	428	水道法	厚生労働省	第20条の15第2項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	429	水道法	厚生労働省	第25条の22第1項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	430	水道法	厚生労働省	第25条の22第2項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	431	水道法	厚生労働省	第39条第1項	水道事業者等における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	432	水道法	厚生労働省	第39条第2項	専用水道における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	433	水道法	厚生労働省	第39条第3項	簡易専用水道における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	434	水道法	厚生労働省	第39条第4項	立入検査における証明書の提示	目視規制	1-①	2
新規	435	水道法	厚生労働省	第40条第8項	災害その他非常の場合の水の緊急応援に関する水道事業者及び水道用水供給事業者における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
別表1	149	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第2号ロ	簡易専用水道の定期的検査	定期検査	1-①	3
別表1	150	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第5号ト	簡易専用水道の定期的検査	定期検査	1-①	3
別表2	54	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第2号	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
別表2	55	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第4号ロ	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
別表2	56	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第6号	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
新規	19	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の2	水道技術管理者	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③
新規	220	水道法	厚生労働省	第20条の10第2項	登録水質検査機関に関する財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3
新規	221	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の10第2項	登録講習機関に関する財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3
新規	222	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の5	水道事業者等の水質検査結果等の公表	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3

※第6回デジタル臨時行政調査会

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>

※一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方について

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/77bc885a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330\\_meeting\\_administrative\\_research\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/77bc885a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330_meeting_administrative_research_outline_01.pdf)

## 【旧】

- る。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
- (2) 市のメーターの増径等又は当該共同住宅の戸数の増加を伴う工事 当該工事後の当該共同住宅の戸数に当該工事後の当該共同住宅に設置される市のメーター(各戸に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額と当該工事前の当該共同住宅の戸数に当該工事前の当該共同住宅に設置される市のメーターの口径に係る同表に定める額を乗じて得た額との差額に100分の110を乗じて得た額
- 4 前2項の規定にかかわらず、給水装置の新設の工事のうち、自己の所有する既設の給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置するものに係る加入金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 共同住宅についての工事以外の工事 第2項第2号に規定する額
- (2) 共同住宅についての工事 前項第2号に規定する額
- 5 第3項に規定する加入金の額及び前項に規定する加入金(共同住宅についての工事に係るものに限る。)の額を算定する場合において、市のメーターが各戸に設置されないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを市のメーターの口径とみなす。
- (1) 当該共同住宅の各戸に私設メーターが設置される場合 私設メーターの口径
- (2) 前号に該当する場合以外の場合 当該共同住宅の各戸の給水管の口径
- 6 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第4章 給水装置工事

## (工事の届出)

第23条 給水装置工事(修繕に係るものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

## (貯水槽以下装置に係る工事の届出)

第23条の2 第22条第3項第2号に掲げる工事(前条第1項の規定により管理者の承認を要する工事に該当するものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

## (工事の承認の取消し)

第24条 第23条第1項の承認を受けた者が、その承認を受けた日から6か月を経過してもなお正当な理由がなく給水装置工事に着手しない場合は、当該承認を取り消す。

## (工事の施工者)

第25条 給水装置工事は、指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。

- 2 管理者は、特に必要があると認めた場合は、自ら給水装置工事を施工する。

## (指定給水装置工事事業者)

第26条 指定給水装置工事事業者は、法、この条例その他の法令及びこれらの規定に基づく管理

## 【新】

- る。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
- (2) 市のメーターの増径等又は当該共同住宅の戸数の増加を伴う工事 当該工事後の当該共同住宅の戸数に当該工事後の当該共同住宅に設置される市のメーター(各戸に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額と当該工事前の当該共同住宅の戸数に当該工事前の当該共同住宅に設置される市のメーターの口径に係る同表に定める額を乗じて得た額との差額に100分の110を乗じて得た額
- 4 前2項の規定にかかわらず、給水装置の新設の工事のうち、自己の所有する既設の給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置するものに係る加入金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 共同住宅についての工事以外の工事 第2項第2号に規定する額
- (2) 共同住宅についての工事 前項第2号に規定する額
- 5 第3項に規定する加入金の額及び前項に規定する加入金(共同住宅についての工事に係るものに限る。)の額を算定する場合において、市のメーターが各戸に設置されないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを市のメーターの口径とみなす。
- (1) 当該共同住宅の各戸に私設メーターが設置される場合 私設メーターの口径
- (2) 前号に該当する場合以外の場合 当該共同住宅の各戸の給水管の口径
- 6 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第4章 給水装置工事

## (工事の届出)

第23条 給水装置工事(修繕に係るものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

## (貯水槽以下装置に係る工事の届出)

第23条の2 第22条第3項第2号に掲げる工事(前条第1項の規定により管理者の承認を要する工事に該当するものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

## (工事の承認の取消し)

第24条 第23条第1項の承認を受けた者が、その承認を受けた日から6か月を経過してもなお正当な理由がなく給水装置工事に着手しない場合は、当該承認を取り消す。

## (工事の施工者)

第25条 給水装置工事は、指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

【旧】

1 改訂経過

昭和59年10月1日	給水装置工事設計施工基準
平成元年4月1日	一部改訂
平成3年5月1日	一部改訂
平成5年6月1日	一部改訂
平成10年4月1日	一部改訂
平成14年4月1日	一部改訂
平成17年4月1日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂
平成23年4月1日	一部改訂
平成25年4月1日	一部改訂
平成27年10月1日	給水装置工事施行基準
平成29年9月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和2年10月1日	一部改訂
令和5年4月1日	一部改訂

2 経過措置

この基準施行前に給水装置工事の届出を行い、管理者（給水審査課）が受け付けているものは、改訂前の基準を適用することができる。

給水装置工事施行基準

令和5年4月1日

作成 福岡市水道局保全部節水推進課

【新】

1 改訂経過

昭和59年10月1日	給水装置工事設計施工基準
平成元年4月1日	一部改訂
平成3年5月1日	一部改訂
平成5年6月1日	一部改訂
平成10年4月1日	一部改訂
平成14年4月1日	一部改訂
平成17年4月1日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂
平成23年4月1日	一部改訂
平成25年4月1日	一部改訂
平成27年10月1日	給水装置工事施行基準
平成29年9月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和2年10月1日	一部改訂
令和5年4月1日	一部改訂
令和8年4月1日	一部改訂

2 経過措置

この基準施行前に給水装置工事の届出を行い、管理者（給水審査課）が受け付けているものは、改訂前の基準を適用することができる。

給水装置工事施行基準

令和8年4月1日

作成 福岡市水道局保全部節水推進課